

かんじやと医療

第
90
号

(毎月1回)
1日発行

発行所

全国患者団体連絡協議会

東京都新宿区下落合3-15-29

〒161 田沼ビル 全腎協内

電話 03(952)5340

郵便振替東京7-36736

購読料 1部110円 6カ月分660円



患者・家族団体連絡会の第1回世話人会、4月29日

患者・家族
団体連絡会

代表者会議は6月12日

成功めざして世話人会開く

財政再建を理由に国民生活を犠牲とする「行政改革」がすすめられ、とりわけ医療、福祉に対する締めつけが厳しさを増す中で、全国の患者、家族の団体が結束して大きな運動をすすめ、東京都障害者福祉会館で開かれた。第一回代表者会議は六月十二日に開くことなどを決めました。

とくに世話人会では、医療、福祉をめぐる情勢が急ピッチで悪化していることが各代表から報告され、こうした状況を変えていくためにも連絡会を成功させていかなければならないことが討議されました。

その結果、六月十二日の代表者会議は百人規模のものとし、行政、政党、医療関係、婦人団体などを来賓として招き、アピールを会内外に向けて発表するなどを決めました。また、準備作業をすすめるために全腎協、心臓病の子供を守る会、日患同盟、又全協の四団体を事務局団体として選びました。

なお、六月十二日の会場は神宮外苑の日本青年館と決まり、各団体からの積極的な参加が期待されています。

おもな記事

- 患者の生活と処遇の実態⑨……………2
- 老人保健法実施から4カ月……………3
- 運動の交流広場……………4・5
- 全腎協・互療会・会患協・日患同盟……………5
- 医療・社会保障メモ……………5
- 今の焦点と役立つもの……………6
- 障害者に関する世界行動計画(最終回)……………7
- 読者のたより……………7
- 山と自然と私の健康……………8

不在者投票

六月二十六日は参議院議員選挙の投票日だが、公職選挙法では「疾病、負傷、妊娠、老衰、若しくは座褥にあるため歩行が著しく困難」な人は「不在者投票管理者」の管理する投票所を記載する場所」で投票することができる。としており、「不在者投票管理者」は、都道府県選挙管理委員会が「指定する」病院、老人ホーム等の長とされている。また、「身体に重度の障害があるもの」は郵便で不在者投票を行うことができるが、「重度の障害」とは両下肢、体幹機能障害一、二級、内部障害一、三級の手帳所持者で、手続きは市町村の選挙管理委員会に申請する。

ひとつくち辞典

老人保健法実施から4ヵ月

ひどい！診療報酬の抑制

老人保健法が今年二月一日から実施され、四ヵ月を経過しました。同法は老人を医療からしめ出すものであるという批判はうごかしたい事実となっています。とくに問題なのは、老人保健診療方針および診療報酬にみられます。

政府が多くの反対を押しきって老人保健法を成立した背景には老人医療費の増額を抑えることにありました。そのために肝心な老人が病気になるたとき、病院や診療所で診てもらった医療費(診療報酬制度)は、国会審議のときには大綱も示さず、中医協に諮問し厚生大臣がきめることが出来るようにしました。

中医協では厚生大臣の諮問にもとづき、老人の生命にかかわる診療方針および診療報酬に関する基準を、ほとんど公開しながら、基本方針をきき実施しています。

(1) 不必要な長期入院を正し、できるだけ入院医療から地域および家庭における医療への転換を促進する。

(2) 投薬、注射、点滴などより日常生活についての指導を重視した医療を確立すること。

(3) 主として老人のみを収容

(入院)している病院について、それにふさわしい診療報酬を設定し、医療の適正化を図る、と規定しています。

さらに「医療の取扱いおよび担当に関する基準」をきめ、この基準は「老人保健の医療を確保する保険医療機関、保険医等が遵守すべき基準を定めたものであり、健康保険の療養担当規則に相当するものである」としています。

これにより老人(七十歳以上、ねたきりの場合六十五歳以上)は、健康保険証をもつていても結核、精神病以外のすべての病気が「医療の取扱い及び担当に関する基準」にもとづいて医療がおこなわれます。

その診療内容は、別表にみられる如く老人処置料は、眼、耳鼻、口のいずれを何回診ても診療所、医院(乙表)の場合は一ヵ月三十点に限定というひどいものです。また入院中に点滴注射を何回うけても二十点に限定しています。

入院時医学管理料は入院期間によって六区分され、例えば入院してから①二週間までが一日二二五点、三ヵ月から六ヵ月になると①の二分の一以下というひどい仕組みとなっています。

老人を差別した診療報酬 (医科)

区分	老人病院以外	老人病院	
		特別許可老人病院 (病棟)	特別許可外老人病院
区分	基準看護承認病院 結核・精神病院 伝染病院 老人収容比率が60%未満の病院 特別の事由があると知事が認める病院 (例えば救急指定病院、老人人口の特別多い地域)	主として老人慢性疾患の患者を収容する病室を有する病院 (病棟) と認可されたもの。医師・(准)看護婦数の基準緩和 介護人の必要 医務局見解 (原則として老人のみを収容すべきでやむをえぬとき、65才以上が7割以上、老人以外は3割以内にとどめること。)	1～3月の期間に70才以上の患者が許可病床数に対し60%以上の病院 (左の2項に属する病院を除く)
	外来の点滴注射料 75点	同 左	同 左
診療	検査、処置については個別点数と実施回数により算定する。	特定患者収容管理料 20点	老人検査料 (1月につき) 150点 心電図検査 } 必要があつて実施した場合も月1回限り算定する。ただし特別の事情がある場合を除く。 超音波検査 } 脳波検査 } 断層撮影 老人注射料 (1月につき) 100点 (乙のみ) 老人処置料 (1月につき) 30点 (乙のみ) (甲はなし)
		老人処置料 (眼・耳・鼻・口) は何を何回やっても1ヵ月 (乙) 30点 (甲はなし)	
報酬	入院の点滴注射料 20点	同 左	(甲・乙病院とも乙表の点数とする) ～2週間 225点 2週間～1月 142点 1月～3月 109点 3月～6月 89点 6月～12月 81点 12月～ 75点 (注) 結核・精神病棟は12月をこえても甲97点乙81点とする。
	入院時医学管理料 (病院管理料)		

(注) 1. 1点は10円である。その他の診療料は健保点数による。
2. 全国保険医団体連合会資料より。

運動の 交流広場

同会は人工透析を受ける患者がほとんどのため、すべての議事を一日で終えなくてはならないというハンディを背負っており、午前十時から午後四時までの非常に忙しい総

協 会 腎 協 全 第13回 総 会

強者の論理通さぬ運動を

新会長に前田こう一氏

五月十五日、宮城県仙台市の宮城県民会館において、全国腎臓病患者連絡協議会第13回総会が開催され、約千二百人が参加しました。同会の総会が東北で開かれるのは結成以来初めてあって、地元宮城県はもちろん、岩手や秋田からもバスを運らねて参加するなど、過去最大の盛り上がりを見せました。

開会のあいさつ、議長団の選出、書記の任命、黙とうにつづいて、あいさつに立った上田昭会長は、「高額医療費

会でしたが、厳しい社会情勢だけに、参加者は緊張した表情で熱心に討議を行ないました。

を必要とする我々は、老人保健法に見られるように受益者負担を迫られる恐れがあり、戦争にもつながら強者の論理がまかり通る世の中にならぬよう運動をすすめるなければなりません」と訴えました。午後「医療」、「生活・



1200人が参加して開かれた全腎協第13回総会 (5月15日、宮城県民会館で)

社会復帰」、「会活動」の三分科会に別れて討論を行ないました。その後、再び全体会議で新年度の活動方針、

予算、総会宣言などを採択しました。十年間会長を務めた上田昭氏は健康上の理由で退任し、

新たに前田こう一氏が新会長に選ばれました。なお、ポラントニアとして宮城県障全協が多数協力しました。

会 会 療 協 全 第15回 総 会

身障法改正に悲願かけ

全国33支部から300人参加

互療会は第十五回全国定期総会を五月五日、東京(総評会館)で開催。北は北海道、南は九州まで全国四十一支部のうち三十

この事が各地方自治体に大きな人化」などの運動を提案、満刺激になつてゐることを報告、場一致で承認可決されました。役員改選では、今まで二名の

副会長を四名に増やし、前田会

三の支部長をはじめ約三百人が参集しました。本来ならば十五年周年記念大会とすべきでしたが、悲願をかけて運動している「身障法改正」の内容がまだ審議中であり、目的達成までは記念祝賀でもないと、例年どおりの定期総会としました。

この事が各地方自治体に大きな人化」などの運動を提案、満刺激になつてゐることを報告、場一致で承認可決されました。役員改選では、今まで二名の副会長を四名に増やし、前田会

副会長を四名に増やし、前田会

総会には、林厚生大臣や各党国会議員、地方自治体議員、各賛同団体、医師団、医師等から約三十件のメッセージ並びに祝電が寄せられました。五十七年度事業経過報告の中で前田会長は①オストメイトに対する補助金・助成金給付の実施、議会採択を東京都及び二十三区、三多摩地区や神奈川県、横浜市がおこなつてゐること②

投稿・通信大歓迎

読者の皆さんからの投稿や通信をお待ちしています。療養体験、医療、福祉に関するご意見、医療現場からの患者に対する要求、逆に医療従事者に対する患者からの意見などなど。全患連事務局まで。

第30回
全協
患部
支部長

医療改善へ総力 新会長に曾我野氏

全国ハンセン氏病患者協議会
(全患協)は、第三十回定期支
部長会議を五月七日から九日ま

で長島愛生園(岡山県邑久町)で開きました。全国十三支部の代表が参加。開会式では、地元選出の国会議員や政党―自由民主党・公明党・日本共産党―の代表、全医労委員長など多数の来賓が祝辞を述べ、また全患連など約九十通の祝電・メッセージの要求は切実



です。会議は、「行政改革」によるハンセン病医療と福祉の後退に反対し、平和と民主主義を守り、友好団体との連携強化を盛りこんだ宣言を採択。退任の小泉会長に花束を贈り、曾我野新会長を選出し、支部長会議を終りました。

日本患者同盟第七十六回定期大会が、五月二十一日より三日間京都市内の社会福祉会館と農林年金会館でひらかれました。大会にはバスで参加した大阪代表ふくめ全国から百七十名が参加し「福祉の切りすてに反対との連携強化を、医療労働者、住民と力をあわせて療養生活と平和を守るう」のスローガンの実現をめざし熱心な討議がくりひろげられ、曾我野新会長を選出し、支部長会議を終りました。

日患同盟第76大会ひらく 医療と平和守ろう 大運動展開へ



医療・社会保障

メ モ

3・4 月

▼2日 全国市長会 全国町村会、健保連合会、社会保険庁、国保中央会が「老人保健関係団体協議会」を

▼15日 優良民間社会福祉施設・団体に対する天皇陛下の御下賜金が全国五十七の施設・団体に贈られることが決定

▼18日 厚生省は昭和五十八年度における健保組合の監査等について都道府県に通知。財政窮乏組合を監査等の対象とするよう指示。

▼20日 厚生省は昭和五十八年度の特定疾患治療研究事業にウエゲナー肉芽腫症を追加することを決定。

▼23日 厚生省は国保における高額医療費共同事業の実施要綱をま

▼30日 不正請求事件で宮城県知事から改善勧告を受けた東北大学医学付属病院と辛西会薬局が山本莊一郎県知事あてに改善計画書を提出し、県は五月二日付で正式受理。

▼2日 全国市長会、全国町村会、健保連合会、社会保険庁、国保中央会が「老人保健関係団体協議会」を

▼15日 優良民間社会福祉施設・団体に対する天皇陛下の御下賜金が全国五十七の施設・団体に贈られることが決定

▼18日 厚生省は昭和五十八年度における健保組合の監査等について都道府県に通知。財政窮乏組合を監査等の対象とするよう指示。

▼20日 厚生省は昭和五十八年度の特定疾患治療研究事業にウエゲナー肉芽腫症を追加することを決定。

▼23日 厚生省は国保における高額医療費共同事業の実施要綱を

▼30日 不正請求事件で宮城県知事から改善勧告を受けた東北大学医学付属病院と辛西会薬局が山本莊一郎県知事あてに改善計画書を提出し、県は五月二日付で正式受理。

10年目途に国立病院統廃合

政府が「新行革大綱」を閣議決定

政府は五月二十四日の閣議で、三月の臨時最終答申を受けて政府がすすめようとする行革の方針「いわゆる行革大綱」(臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具

体化方策について)を決めた。大綱は「当面の改革事項に関する調整、立案の方針」と「既定方針に基づく改革の進

歩」をい、「その方針を五十八年度中に作成する」とし、補助金については、答申で、具

体化方策について)を決めた。大綱は「当面の改革事項に関する調整、立案の方針」と「既定方針に基づく改革の進歩」をい、「その方針を五十八年度中に作成する」とし、補助金については、答申で、具

体化方策について)を決めた。大綱は「当面の改革事項に関する調整、立案の方針」と「既定方針に基づく改革の進歩」をい、「その方針を五十八年度中に作成する」とし、補助金については、答申で、具

年金制度改定の基礎資料

厚生省が有識者調査結果を発表

厚生省年金局は昨年末「21世紀の年金」に関する有識者調査を実施しましたが、五月二日、その結果を発表しました。五十九年改正の基礎資料として、その理論づけの一つに

「給付水準」など六項目に分かれていきます。回答結果については、「老後の生活設計の基本的な在り方」では、公的年金と自助努

今の焦点と役立ち

ビタミン剤を保険から削除

衆院決算委で吉村保険局長が答弁

五月十一日の衆議院決算委で、医療費適正化対策について二議員から質問を受け、厚生省・吉村仁保険局長が答弁し、給付内容のなかで、ビタミン剤を薬価基準から削除することを、事務レベルで検討

した。同局長は、三月二十二日に東京で開かれた全国総合健康組合協議会総会の「健康保険をめぐる諸情勢について」と題する講演でも、「入院中の食費も保険料や国庫負担で賄

わなければならない費用かどうか。食事は家においても食べ、入院しても特別なものを除いては自己負担でもい

れた。この運動は、良心的な診療行為を公にすることに、不正医師は例外的であることの理解を得ようとするもので

したが、地域で一般開業医が領収書発行運動を実施するのは初めてのことに、厚生省は今後の展開に注目している。また、富山市医師会の運動が県医師会の運動に発

医師会が領収書発行運動

富山市で不正請求事件を契機に

富山市医師会は、昨年四月に発覚した水増し、不正請求事件をきっかけに、現在「診療費計算書」の発行運動をすすめています。これは富山県を構成する医師会が、健康保険医療担当

者指導委員会を設置したのを

展する可能性も出ています。

障害者に関する世界行動計画

(6)最終回

III 障害者に関する世界行動計画実施のための行動提案(つづき)

C、国際的活動

1、全般

155、世界行動は、総会の採択を経て、各国政府、国連組織内の各団体、障害者を代表する団体を含む政府及び非政府機関との幅広い協議に基づき国際プランとなる。一略

156、国際経済社会問題局の社会開発人道問題センターが国連内で果たしてきた役割を考慮するならば、このセンターを世界行動計画の再検討と評価を含め、実施の調整と監視の中心機関とすべきである

157、総会で設立された国際障害者年のための信託基金は、発展途上国と障害者団体からの援助の要請に 대응すること、および世界行動計画の実施をすすめることのために使用されるべきである。

2、人権

162、人権に関して障害者の地位を検討する場合、まず国連の規約とその他の文書ならびに国連組織の中にあつてすべての人々の権利を守る国際組織の文書を優先するべきである。この原則は、国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」と一致するものである。一略

166、普遍的に認められている人権や自由について、全人類に障害者の行使能力を阻害するような異常な状況が存在しうる。国連の人権委員会は、そのような状況に検討を加えるべきである。一以下略

3、技術及び経済協力

この項は「a、地域間の援助」と「b、地域および

D、調査研究

181、広報活動は、世界行動計画に関連するプロジェクト及びプログラムにかかわりをもつすべての機関が継続的に行っていくことになる。一略

184、様々な文化の中での障害者の位置に関して、あまり多くのことは知られていない。このことが社会の人々の態度や行動のパターンを決定づけるのであるが、このことを考慮すれば障害に関連した社会、文化面に焦点を合わせた研究を行う必要がある。

E、監視と評価

186、特に重要なのは、障害者及びその家族に与えている社会、経済及び参加の問題に関する研究、これらの問題に対する社会の対応についての研究である。一略

188、国連及びその専門機関は、障害及び現在のニーズと優先事項を明確にするための関連の研究課題についての、国際的な研究調査の動向をフォローすべきである。一略

189、国連は、世界で扱っている問題に関する知識を増強する目的をもつ研究プロジェクトの実施を奨励・援助すべきである。一略

F、その他の事項

190、国連地域委員会及びその他の地域機関は、各国政府の世界行動計画が提案する事項の実施を援助するための調査研究活動を、それぞれの行動計画に包含すべきである。一以下略

191、医学、心理学及び社会学レベルの調査研究は、身体的、精神的及び社会的障害を減少させることにつながる。研究による進展が大いに期待される分野の明確化を含むプログラムの開発が必要である。一以下略

194、障害者に関する状況の評価と定期的に実施すべきこと、及び発展状況を測定するための基礎ラインを設定すべきことは、不可欠である。世界行動計画を評価する最も重要な基準は、国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」に示される。監視と評価は、一定の間隔を置いて国内レベルばかりでなく、地域及び国際レベルにおいても行うべきである。一以下略

195、国連組織は、世界行動計画の履行における進展を定期的に厳しく評価せねばならぬ。一以下略

G、その他の事項

197、各国レベルで、障害者関係プログラムの評価を定期的に行うべきである。一以下略

199、この大規模な課題の実践においては、国連統計部の援助を得て、国連社会開発人道問題センターが中心的役割を果たすべきである。一以下略

200、国連事務総長は、国連及び専門機関が障害者の雇用数をふやし、それらの施設及び情報が障害者にとってより利用しやすいものにするため行っている努力について定期的に報告しなければならぬ。一以下略

201、定期的評価の結果及び世界の経済社会の進歩の状態に基づき、世界行動計画及び開発の順序と優先順位を定期的に修正していく必要がある。修正は五年毎に行うべきであり、第一回は、一九八七年に、第四二回国連総会における事務総長報告に基づいて行うことになる。この再検討の結果は、第三次国連開発十年の国際開発戦略の検討と評価を行う際のインプットの一つとなる。一国障年日本推進協発行「障害者に関する世界行動計画」より要約転載



山と自然と私の健康

全腎協会員 加藤 茂

私は、腎臓病と診断されてから二十年以上になるが、いまだに腎機能はよいほうで、毎年夏が来ると三千層級の山登りを楽しんでいる。

一步一步、大地を踏みしめて頂上に立つて、なんともいえぬ爽快感を感じる時が、私が生きていてよかったと感じる時だ。

しかし、山も都市化の波が押し寄せ、次第にその魅力を失ないつつある。私が一番驚

いたのは、南アルプス林道が開通して、わずか二年余で昨年の台風のために崩壊してしまつたという事実だ。その時北岳(三一九二)の登山基地である広河原にいた登山者は道路の崩壊のためにヘリコプターも出動して逃げ出してきたということだ。

自然は、やはり一部の人の私利私欲のために無理に開発すれば、その影響が何倍にもなつてハネ返ってくる。もは

昔からよく「風邪は万病のもと」といわれるが、軽症な病気の中に難病や重い病気がかくされている。伝え聞くこ

や元の自然に戻ることは不可能ではないかとさえ思う。考えてみれば人間の健康だつて同じようなものだ。軽い病気のうちだつたらすぐ治つて、また元通りの生活ができるが、厄介な病気にかかったらその人を生涯苦しめるのだ。

昔からよく「風邪は万病のもと」といわれるが、軽症な病気の中に難病や重い病気がかくされている。伝え聞くこ

ころによると、今度風邪などの軽症な投票は、保険給付をやめる計画だという。

私は、それを知り、なんとしても道理の通らないことではないかと思つた。私の考える医療の役割は、患者を軽症のうちに治し、国民誰もが健康な生活を営むように援助することだと思のだが、これでは病人を少なくするのはなく、逆に重病人を増やすのではないかと危惧する。

.....

.....

全患連加盟組織

- <互療会>
〒105 港区新橋5-14-12 大幸ビル2階
☎03(432)3514
- <全国交通労働災害対策協議会>
〒171 豊島区西池袋1-4-5
☎03(982)7361
- <全国腎臓病患者連絡協議会>
〒161 新宿区下落合3-15-29 田沼ビル
☎03(952)5340
- <全国心臓病の子供を守る会>
〒101 千代田区神田北乗物町17 北乗ビル
☎03(256)8424
- <全国ハンセン氏病患者協議会>
〒189 東村山市青葉町4-1-10
☎0423(94)1571
- <全国職業性有害物障害患者協議会>
〒105 港区西新橋2-21-5
☎03-一(433)2082
- <日本患者同盟>
〒204 清瀬市松山2-13-12
☎0424(91)0058
- <慢性一酸化炭素中毒患者会>
〒151 渋谷区千駄ヶ谷1-31-5 代々木病院内

事務局から

▼五月二十六日の日 本海中部地震は多くの人命を奪いました
▼犠牲者のご冥福を祈り、被災地域の皆さんに心からお見舞いを申し上げます▼六月下旬は参院議員投票日。医療と福祉、平和の真の守り手は誰か。見極めて選択し、その躍進を期待したいものです▼月末に全患連は59年度予算要求・統一行動を予定しています。

難病の海に虹の橋を

前田こう一著

—— 立ちあがる人工腎透析者・難病者たち ——

上製・定価1500円
送料250円

わが国の経済的繁栄が大きく伝えられる背後には、現代病といわれる難病が増加しています。腎臓疾患をはじめ多くの難病が、医学的にも未解決のまま、患者たちの苦しみがつづいています。

難病者たちを救うために、難病者たちが起上る姿を、著者は自からの体験とともに語っています。希望の「虹の橋」は夢であってはならないのです。

〒162 東京都新宿区市谷田町1-2 電話03(267)5422 労働経済社